機密保持に関する誓約書

Green Sun Japan 株式会社（以下「当社」という）は、〇〇〇〇〇式会社（以下「貴社」という）より依頼を受ける文書翻訳の目的のために貴社より提供される情報の機密保持に関し、貴社に対し以下の通り誓約する。

第 1 条　（目的）

本誓約書は、当社が貴社の依頼により実施する翻訳業務及び付随する一切の業務について検討するにあたり、貴社が保有する情報を、当社に対し提供または開示する際の条件を定めることを目的とする。

第 2 条　（秘密情報）

1 本誓約書において秘密情報とは、貴社が本誓約の有効期間中に当社に提供または開示した情報であって、貴社が、当社に対し、提供または開示した技術上または営業上に関するものを含む一切の情報である。

2 前項の規定に拘わらず、次の各号に定める情報は、秘密情報から除外するものとする。

(1) 貴社から開示を受ける前に、当社が正当に保有していたことを証明できる情報

(2) 貴社から開示を受ける前に、公知となっていた情報

(3) 貴社から開示を受けた後に、当社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(4) 当社が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(5) 当社が、開示された情報によらず独自に開発した情報

第 3 条　（機密保持）

1 当社は、貴社から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2 当社は、貴社から開示された秘密情報について、自己の役員または使用人のうち、当該秘密情報を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員または使用人に対して開示または漏洩してはならない。

3 当社は、その業務の一部または全部を第三者に委託し、または第三者と共同して業務の一部または全部を遂行する場合といえども、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく、貴社から開示された秘密情報を当該第三者に対し開示または漏洩してはならない。

4 当社は、本誓約に関して、口頭または書面を問わず知り得た顧客（解約者も含む）の通信の秘密および個人情報等（誓約の存否、住所、氏名、電話番号、料金請求額および料金収納の事実の有無等）の一切の秘密情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならない。当社は、貴社の顧客の秘密情報を扱う場合は、その責任者を定めて管理するものとする。

5 当社は、本誓約の解消後においても、貴社から開示された秘密情報を当該第三者に対し開示または漏洩してはならない。

第 4 条　（当社の責務）

1 当社は、貴社から開示された秘密情報を知得した自己の役員または使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本誓約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

2　当社は、貴社から開示された秘密情報を知得後に退職した自己の役員または使用人の本誓約条項に違反する行為について、貴社に対して一切の責を負うものとする。

第 5 条　（第三被開示者）

1　当社は、貴社の事前の承諾に基づき、第三者に秘密情報を開示したときは（以下、当該第三者を「第三被開示者」という）、第三被開示者に対し、本誓約に基づき自己が負うのと同一の責任ないし義務を課さなければならない。

2　前項の規定に拘わらず、第三被開示者に秘密情報を開示した当社は、当該第三被開示者の本誓約条項に違反する行為について、貴社に対して一切の責を負うものとする。

第 6 条　（管理責任）

当社は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体およびそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という）につき、秘密が不当に開示されまたは漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

第 7 条　（禁止事項）

当社は、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 貴社から開示された秘密情報を、本誓約第 1 条に定める目的以外の他の目的に使用すること。

(2) 貴社から開示された秘密情報の一部または全部を含む秘密情報資料を、第三者に使用許諾し、または譲渡もしくは貸与すること。

第 8 条　（返還義務）

当社は、本誓約終了後、貴社から要請があったときは、開示された秘密情報の一部または全部を含む秘密情報資料（複写物を含む）を、貴社の指示に従い返還または廃棄するものとし、廃棄した時はその旨を書面により貴社に通知するものとする。

第 9 条　（反社会的勢力の排除）

1　当社は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他これらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」という。）の排除に関して、自己または自己の役員または従業員について下記条項を表明し保証する。

(a) 反社会的勢力ではないこと

(b) 反社会的勢力が経営に実質的関与していないこと

(c) 反社会的勢力を利用しないこと

(d) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと

(e) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行わないこと

(f) 偽計または威力を用いて業務を妨害し、または信用を棄損しないこと

(g) その他前各号に準ずる行為を行わないこと

上記（a）乃至（g）について、過去・将来にわたり該当しないこと

2　当社は、当社が前項に違反した場合には、催告を要せず本件目的に関係して貴社と締結した誓約の全部または一部を解約されることをあらかじめ了承し、当該解約により当社が損害を被ったとしても貴社に対して損害の賠償を請求できないことを確認する。また、これにより貴社が損害を被った場合、当社はその損害を賠償するものとする。

第 10 条　（損害賠償）

当社は、本誓約書の各条項に違反したときは、貴社が被った損害を賠償する責任を負うものとする。

第 11 条　（有効期間）

本誓約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、第 3 条から第 7 条ならびに第 10 条の各規定については、有効期間終了後 2 年間経過する日まで有効に存続する。貴社又は当社が、解約を申し出ない限り、1 年間延長するものとする。

第 12 条　（準拠法および管轄裁判所）

本誓約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

本誓約書に起因または関連して発生した紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条　（規定外事項）

当社と貴社は、本誓約の定めのない事項または本誓約の条項の解釈に疑義が生じたときは、本誓約締結の趣旨に則り、双方誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本誓約書は正本 1 通を作成し、貴社宛に差し入れ、その写しを当社で保管する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

所在地　東京都港区北青山 2-7-26 Landwork 青山ビル 2 階
会社名　Green Sun Japan 株式会社
代表者　NGUYEN MINH VIET